

【令和5年度（第2回）】

執行官採用選考筆記試験（論文式）問題

第1問 平成29年法律第44号（令和2年4月1日施行）による改正後の民法が適用されるものとして、以下の問いに答えよ。

1 Aは、製造業を営むB株式会社（以下「B社」という。）の総務部に所属する従業員（入社2年目の平社員）であり、主として文書管理の業務を担当している。Aは、自身の勤務先や所属を知っている友人のCに対し、真実はAにはそのような権限がないにもかかわらず、B社の有する不動産を格安で売却することができる旨の虚偽の事実を申し向け、代金名目でCから5000万円を騙し取った。

Cは、Aに騙取された5000万円の損害賠償を求め、B社に対し、民法上の責任を追及しようと考えている。Cの立場において考えられる法的構成及びその当否について、論ぜよ。

2 D及びEは、父F及び母Gの間の子であり、F及びGと同居生活を営んでいる。

(1) Dは幼稚園児（5歳）であるが、ある日一人で、公園で石を拾って投げ遊んでいた際、通行人のHに石をぶつけてけがをさせ、Hに治療費の支出を余儀なくさせた。

Hは、上記の治療費相当額の賠償を求め、F及びGに対し、民法上の責任を追及しようと考えている。Hの立場において考えられる法的構成及びその当否について、論ぜよ。

(2) Eは16歳であるが、高校入学後、頻繁に不良仲間と共に深夜の繁華街を徘徊するようになり、さらに恐喝などの行為に及ぶようになった。ある日、Eは単独でIを恐喝し、Iに金品を交付させた。

Iは、上記の金品相当額の賠償を求め、F及びGに対し、民法

上の責任を追及しようと考えている。Iの立場において考えられる法的構成及びその当否について、論ぜよ。

(配点：150点)

第2問 既判力の時的限界について論じた上、以下の問いに答えよ。

1 甲の代理人と称する丙は、甲所有の建物について、乙と売買契約を締結し、乙に対して同建物を引き渡したが、甲は、甲乙間の売買契約は丙の無権代理により無効であるとして、同建物を占有する乙に対して、同建物の明渡しを求める訴えを提起した。裁判所は、甲の請求に理由がないとして、請求棄却の判決をした。判決確定後、甲が、乙に対し再び上記建物の明渡しを求める訴えを提起し、甲乙間の売買契約の詐欺取消しを主張した場合、裁判所は甲の主張についてどのように扱うべきか。

2 Aは、Bから貸金返還請求訴訟を提起され、同訴訟においてBが請求する貸金は弁済により消滅した旨主張したが、裁判所はこの主張を認めず、Bの請求を認容する判決をした。判決確定後、BがAを債務者として強制執行を開始したところ、Aは、請求異議訴訟を提起し、上記貸金請求訴訟の口頭弁論終結前に履行期が到来していたBに対する請負代金債権を自働債権として、BのAに対する貸金債権と相殺する旨の主張を行った。裁判所は、Aの相殺の主張についてどのように扱うべきか。

(配点：75点)

第3問 民事執行法の規定による動産執行に係る差押禁止について、その趣旨に触れながら、条文を摘示しつつ説明せよ。

(配点：75点)